

令和7年度鳥取県バス旅行商品支援補助金の概要

(公社)鳥取県観光連盟

1 事業目的

バスを利用して鳥取県内を周遊する旅行に対して支援を行う。

2 補助対象となる旅行会社及び旅行形態

- (1) 県内外の旅行会社（国内旅行業者に限る。）
- (2) 受注型企画旅行及び募集型企画旅行（手配旅行を除く。）

3 補助金の交付条件 ※ 詳細については、交付要綱で必ず確認すること。

- (1) バスを利用して鳥取県内を周遊する行程（鳥取県周辺又は鳥取県内まで鉄道、航空機等を利用し、その後鳥取県内をバスで周遊する行程を含む。）であること。
- (2) 令和7年4月1日（火）以降に出発し、令和8年3月19日（木）までに帰着する旅行であること。ただし、GW（4月26日～5月6日）、お盆（8月9日～8月17日）、年末年始（12月27日～1月4日）は対象外とする。
- (3) バス1台当たりの構成人数が催行実績で12名以上であること。
- (4) 鳥取県観光素材集に掲載された観光等施設を2か所以上利用する行程であること。
- (5) 鳥取県内の食事提供施設（レストラン・弁当店・宿泊施設）で1か所以上利用をすること。ただし、宿泊旅行の場合は、宿泊日の夕食及びその翌日の朝食については、前段の食事と見なさない。なお、ただし書については、会長が別途認める場合は、この限りではない。
- (6) 宿泊旅行で鳥取県内に2泊以上する場合は、1泊ごとに(4)の観光等施設を2か所以上、(5)の食事提供施設を1か所利用すること。
※トイレ等利用を目的とした「休憩」は、観光等施設とは見なさない。
※鳥取砂丘周辺エリア、倉吉白壁土蔵群エリア、大山寺周辺エリアの観光等施設については、2か所以上利用した場合でも、観光等施設1か所の利用と見なす。
※具体的対象施設は交付要綱の別表で確認すること。
- (7) 募集型企画旅行については、原則として、ツアー名に鳥取県内で利用する宿泊地、観光地、立ち寄り先や食材等いずれかを記載すること。なお、ミステリーツアー等を除く。
- (8) 県外旅行会社が一般社団法人鳥取県バス協会加盟のバス事業者の貸し切りバス（鳥取県内登録車）を利用した場合は所定の金額を補助額に加算する。

4 補助の金額

- (1) バス1台当たりの補助金額は、次のとおりとする。

区分	宿泊旅行	日帰り旅行
①	平日、日曜日、祝祭日	平日
②	土曜日、祝祭日前日	土・日曜日、祝祭日

区分	宿泊旅行	日帰り旅行
①	40,000円	15,000円
②	10,000円	5,000円

※宿泊旅行において、平日が祝祭日前日の場合は②を適用する。

- (2) 年間1事業所（営業所）当たりの上限額は、次のとおりとする。

	宿泊旅行	日帰り旅行	計
募集・受注型企画旅行	200万円	100万円	300万円

- (3) 募集型企画旅行については、ひと月当たりのバスの申請台数は、5台までとする。
- (4) 一般社団法人鳥取県バス協会加盟のバス事業者の貸し切りバス（鳥取県内登録車）を利用した場合は下記の金額を加算する。

	宿泊旅行（1台1泊につき）	日帰り旅行（1台につき）
加算額	20,000円	5,000円

5 対象とならないもの

- (1) 宗教活動、政治活動を目的とする旅行
- (2) 各都道府県持ち回りで開催される文化・スポーツ大会等への参加を目的とする旅行
- (3) 学校教育の一環として行われる部活動等の合宿
- (4) 鳥取県、(一社)山陰インバウンド機構、(公財)とっとりコンベンションビューロー及び当連盟からの補助金等の交付を受けている旅行

6 交付申請・変更の手続き

- (1) 補助金交付要綱及び各種様式は、連盟のホームページに掲載する。
- (2) 交付申請の受付期間は、令和7年1月10日(金)から令和8年3月5日(木)までとし、旅行の出発日の14日前までに申請をすること。ただし、令和7年10月31日(金)までに出発し、11月1日(土)以降に帰着する旅行及び11月1日(土)から11月15日(土)に出発する旅行については出発の7日前までの申請とする。
- (3) 旅行を中止する場合は、申請書に記載した出発日の前日、変更が発生した場合には、申請書で記載した出発日の7日前までに連盟に連絡すること。
※ 補助金の申請額が予算枠額に達したときは、交付申請の受付を終了し、その旨を連盟ホームページに告知する。

7 交付決定・通知について

申請書の提出があった場合は、連盟は必要な審査を行い、交付が適当と認められる場合は補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(公印省略)により通知する。
なお、通知は申請された方法(電子メール又は郵送)により通知する。

8 実績報告

旅行の帰着日から20日以内に所定の様式と関係書類を連盟に提出すること。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではないが、令和8年3月26日(木)までの提出を厳守とする。

9 提出書類について

令和6年度より、本補助金に係る全ての提出書類から会社印の押印が不要となったため、書類(各様式及び添付書類)の提出は郵送又は電子メール(bus@tottori-guide.jp)で提出すること。ただし、電子メールで提出する場合は、内容が変更できないファイル形式(PDF等)とすること。ファクシミリは不可です。

10 問い合わせ先

(公社)鳥取県観光連盟 誘致事業課 TEL:0857-39-2111 FAX:0857-39-2100
〒680-0034 鳥取市元魚町二丁目201 エステートビルV 5階

電子メール: bus@tottori-guide.jp